

共済組合制度について

1、共済組合の種類

共済組合は、組合組織であるが、下記の法律により法人格を有している。

- (1) 国家公務員 - 国家公務員共済組合法
- (2) 地方公務員 - 地方公務員等共済組合法
- (3) 私立学校職員 - 私立学校教職員共済法

国家公務員共済組合法 (20 団体)

- ・ 衆議院共済組合
- ・ 参議院共済組合
- ・ 内閣共済組合 - 環境省も含む
- ・ 総務省共済組合
- ・ 法務省共済組合 - 検察官も含む
- ・ 外務省共済組合
- ・ 財務省共済組合
- ・ 文部科学省共済組合 - 国立学校職員 (国立大学病院職員も含む) も含む
- ・ 厚生労働省共済組合 - 麻薬取締官、労働基準監督官も含む
- ・ 農林水産省共済組合
- ・ 経済産業省共済組合
- ・ 国土交通省共済組合 - 海上保安官も含む
- ・ 防衛省共済組合 - 自衛官も含む
- ・ 裁判所共済組合
- ・ 会計検査院共済組合
- ・ 刑務共済組合 - 刑務官、法務教官が加入
- ・ 厚生労働省第二共済組合 - 国立病院職員 (国立大学病院職員を除く) が加入
- ・ 林野庁共済組合
- ・ 日本郵政共済組合 - 日本郵政グループの正社員
- ・ 国家公務員共済組合連合会職員共済組合

地方公務員共済組合法

- ・ 東京都職員共済組合 - 都職員と特別区職員
- ・ 地方職員共済組合 - 道府県職員と地方団体関係団体職員
- ・ 指定都市職員共済組合 - 旧政令指定都市職員 (札幌市、横浜市、川崎市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市)

- ・市町村職員共済組合（４７団体、全国市町村職員共済組合連合会）－ 都道府県ごとに１組合
- ・都市職員共済組合（３団体）－ 市町村職員共済組合に加わっていない一部の市の職員（北海道、愛知県、仙台市）
- ・警察共済組合－ 都道府県警察職員と警察庁職員、皇宮護衛官
- ・公立学校共済組合－ 公立学校職員、都道府県教育委員会とその教育機関の職員

私立学校教職員共済制度

- ・日本私立学校振興・共済事業団 共済事業本部

※新規加入を停止した組合

厚生年金に統合され、現在は厚生年金に統合されなかった期間の長期給付事業のみを行なっている旧共済組合。

- ・日本たばこ産業共済組合（１９９７年に統合）
- ・日本電信電話共済組合（１９９７年に統合）
- ・日本鉄道共済組合（１９９７年に統合）
- ・農林漁業団体職員共済組合（２００２年に統合）

（社会保険職員共済組合は２０１０年１月に社会保険庁廃止に伴い解散。厚生年金、健康保険に統合された）

2、共済組合の概要

公務員の場合、共済組合に加入できるのは正規の職員（常時勤務に服することを要する公務員）である。常時勤務を要する職員として採用された場合、採用後半年から１年は、条件付採用の扱いをうける（国家公務員法第５９条等）が、共済組合には採用時から加入する。臨時的任用職員は、上記職員の勤務時間以上勤務した日が１ヶ月のうち１８日以上ある日が引き続き１年を超えると加入できる。再任用職員の場合は、フルタイムの勤務の場合に限り共済組合に加入する。

①法定給付（短期給付）

それぞれの共済組合が保険者となり、組合員の疾病、負傷、出産、死亡、休業若しくは災害又は被扶養者の疾病、負傷、出産、死亡若しくは災害に関し行われる給付である。

保険給付

- ・療養費、入院時食事療養費、特定療養費、訪問看護療養費及び移送費
- ・家族療養費、家族訪問看護療養費及び家族移送費

- ・高額療養費
- ・出産費
- ・家族出産費
- ・埋葬料
- ・家族埋葬料

休業給付

- ・傷病手当金
- ・出産手当金
- ・休業手当金
- ・育児休業手当金
- ・介護休業手当金

災害給付

- ・弔慰金
- ・家族弔慰金
- ・災害見舞金

附加給付

組合は、政令で定めるところにより、法定給付にあわせて、これに準ずる短期給付を行うことができるとされている。

②長期給付

長期給付としては、基礎年金に上積みされる次の3種類の共済年金の支給を行っている。

退職共済年金

組合員期間（被保険者であった期間）、保険料を納付した期間及び保険料の納付を免除された期間が25年以上である組合員で、かつ退職した者に対し、原則として65歳に達したときに支給される報酬比例年金である。ただし、特別支給の退職共済年金が段階的に60歳から65に引き上げられているさなかである。なお、65歳からは、社会保険庁から老齢基礎年金が支給される。

障害共済年金

組合員が、次の1から3に該当したときに支給される報酬比例の年金である。

- ・ 組合員である間に初診日のある傷病により、障害認定日（初診日から1年6か月を経過した日又はその前に症状が固定したときはその日）に障害の程度が1級から3級までの障害の状態にあるとき。

- 障害認定日に3級以上に該当しなかったが、同一傷病により、その後65歳に達する日の前日までの間に3級以上に該当し、請求したとき。
- 65歳に達する日の前日までに、組合員である間に初診日のある傷病と組合員となる前にあったほかの障害と併合して、初めて2級以上の障害の状態になったとき。

遺族共済年金

組合員や退職共済年金の受給権者等が死亡した場合に、配偶者等の遺族に支給される報酬比例の年金である。

③福祉事業

福祉掛金により実施する事業。共済組合は、組合員とその被扶養者のために次の事業を行うことができる。実施内容は共済組合により異なる。

- 健康教育、健康相談、健康診査など健康増進事業
- 職員会館や保養所、共済の宿などの設置や経営
- 組合員の利用に供する財産の取得、管理又は貸付け
- 財形貯蓄など
- 生活必需品の購買あっせん
- その他の福祉事業

3、恩給の歴史

- ① 1875年の海軍退隠令
- ② 1876年の陸軍恩給令
- ③ 1883年には文官恩給令が制定され、同時に太政官に恩給局が設置された。
- ④ 1882年には警察官
- ⑤ 1890年には教員に関する恩給制度が制定。

※当初は部署によってバラバラに恩給制度が制定されたために複雑になったが1923年に恩給法が制定され、制度の一本化が図られた。

「公務員及之ニ準スヘキ者並其ノ遺族ハ本法ノ定ムル所ニ依リ恩給ヲ受クルノ権利ヲ有ス」(第1条)とする恩給権の概念が形成された。

だが、昭和初期の不況の中で恩給が保証された公務員に対する批判に対して1933年の恩給法の改正が行われて恩給支給の抑制が図られた。

1946年、連合国最高司令官指令(勅令第68号)により、重症者に係る傷病恩給を除き、旧軍人軍属の恩給は廃止されたが、国会前座り込みを含む彼らの粘り強い運動の結果、1953年、法律第155号として復活した。

その後、公務員共済制度に移行(国家公務員は1958年、地方公務員は1962年)したため、恩給法は移行時点で既に退職していた公務員(旧軍人・軍属を含む)を対象とする法令となった。

なお、国民年金制度が誕生するのは1959年のことである。

参 考

一部(官業部門など)に恩給の対象外の政府職員がおり、その該当者に対しては官業共済組合が組織され、後に社会保険制度理念を基軸とする各種共済組合制度の元となった。

4、地方公務員の給与

戦前の地方職員の給与は、知事以下の幹部職員をはじめとする府県の官吏について、「俸給は、労働の対価ではなく、天皇の官吏」としての社会的体面を保つのにふさわしい身分給として、国により決定され下賜されていた。

市町村吏員については、給料は勤務に対する報酬と解釈され、給与(給料、退職給与金等)の額や内容は、地方により様々だった。

全国共通の指針のようなものはなく、大都市では官吏よりも高額な給与を出して人材を集めていたが、多くの市町村では給与水準は低かったとされている。

私法上の契約関係にあった雇傭人については、労働の対価として給与が支払われており、体系的な給与管理は行われていなかった。

○ 公 的 年 金 制 度 の 沿 革

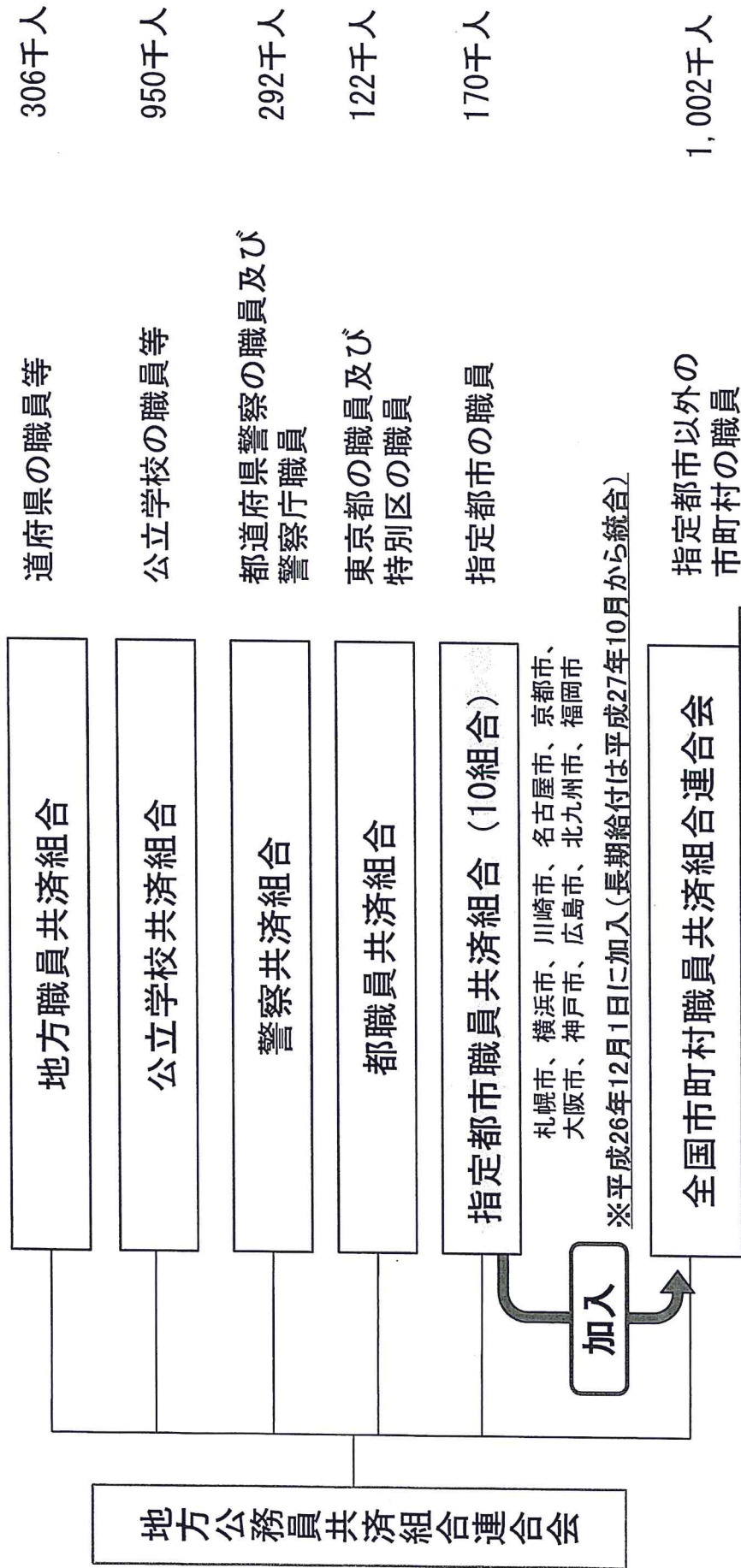
大正 15 昭和 10 昭和 20 昭和 30 昭和 40 昭和 50 昭和 60 平成 9

被 用 者	一 般 被 用 者	勞働者 年 金 保 險 法 (昭 17.6.1)	旧厚生年金保険法 (昭19.10.1)	厚生年金保険法 (昭29.5.1)				
	船 員	船員保険法 (昭15.6.1)		厚生年金に統合 (昭61.4.1)				
		官 吏 恩 給 法	恩 給 法 (大正12.10.1)	旧国家公務員共済組 合法 (昭23.7.1)	国家公務員共済組合法 (昭34.1.1)	国家公務員等共済 組合法 (昭59.4.1)	国家公務員 共済組合法	
	公 務 員 等	公 務 員	恩 給 法 (大正12.10.1)	旧国家公務員共済組 合法 (昭23.7.1)	国家公務員共済組 合法 (昭34.1.1)	国家公務員等共済組 合法 (昭31.7.1)	国家公務員 共済組合法	厚生年金に 統合 (平9.4.1)
		公 職 共 企 業 体 員	退 隠 料 条 例	公共企業体職員等共済組 合法 (昭31.7.1)	地方公務員等共 済組合法 (昭37.12.1)			
		地 方 公 務 員	恩 給 法 (大正12.10.1)	旧国家公務員共済組 合法 (昭23.7.1)	国家公務員共済組 合法 (昭34.1.1)	地方公務員等共 済組合法 (昭37.12.1)		
	私 教 立 学 員 校	恩 給 組 合 条 例 (昭27)	市町村職員共済組 合法 (昭30.1.1)	私立学校教職員共済組 合法 (昭29.1.1)				
		農 林 漁 業 団 体 職 員	農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合 法 (昭29)	農林漁業団体職員共済組 合法 (昭34.1.1)	厚生 年 金 保 險 法 (昭29)	厚生 年 金 統 合 (平 14.4. 1)		
	非 被 用 者	自 営 業 者	国民年金法 (昭36.4.1)		農業者年金基金法 (昭46.1.1)			
		其 他	国民年金法 (昭36.4.1)		国民皆年金の確立 ・ 国民皆年金の確立 ・ 基礎年金制度導入 (昭61.4.1)			

地方公務員共済組合の組織

合計 64共済組合

組合員数計 2,842千人
(平成25年3月31日現在)



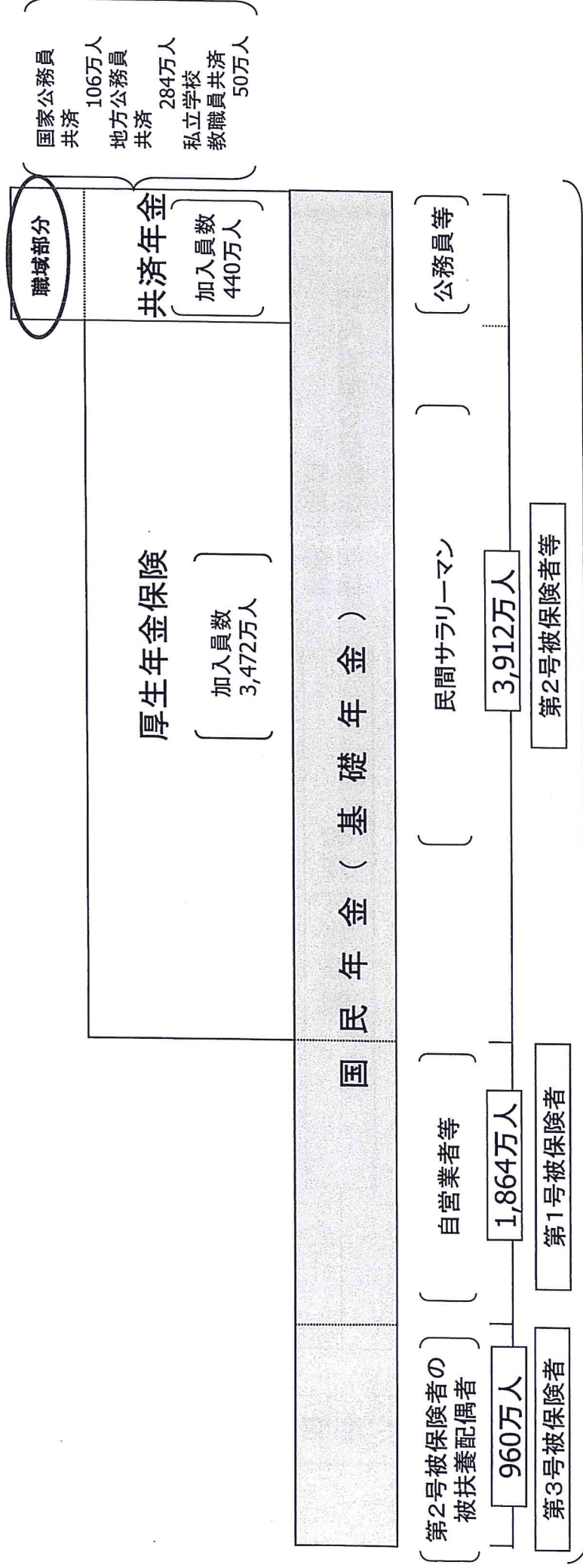
※平成26年12月1日に加入(長期給付は平成27年10月から統合)

※ 市町村連合会の構成組合は、主に短期給付及び福祉事業を行い、市町村連合会は、主に長期給付を行う。

社会保障制度としての公的年金制度の体系

(数値は、平成25年3月末)

現行の公的年金制度は、共済年金にのみ3階部分（職域部分）があるため、被用者年金一元化により、共済年金と厚生年金と厚生年金の制度的差異を解消する必要。



(注) 厚生年金加入者のうち企業年金加入者1,655万人(厚生年金加入者の47.7%)。
 (内訳は、厚生年金基金:420万人、確定給付企業年金:796万人、確定拠出年金(企業型):439万人)
 また、確定拠出年金(個人型)の加入者数は16万人、国民年金基金の加入者数は49万人である。

被用者年金制度の現状

(平成23年度末(平成24年3月末)現在)

区分	適用者数 ①	老齢(退職)年金 受給権者数 (老齢・退年相当) ②	年金扶養比率 $\frac{①}{②}$	老齢(退職)年金 平均年金月額 (老齢・退年相当) (繰上げ・繰下げ等除く)	積立金 簿価ベース [時価ベース]	積立比率 簿価ベース [時価ベース]	保険料率 (平成24年9月)	老齢(退職)年金 支給開始年齢 (平成24年度)
厚生年金保険	万人 3,451	万人 1,484	2.33	万円 16.1	兆円 108.5 [111.5] ※厚生年金基金の 代行部分を含む場合 [138.7]	3.9 [3.9] ※厚生年金基金の 代行部分を含む場合 [4.7]	% 16.766	報酬比例部分 一般男子・女子 60歳 坑内員・船員 59歳 定額部分 一般男子・共済女子 64歳 厚年女子 63歳 坑内員・船員 59歳
国家公務員共済組合	106	70	1.52	[21.4	7.9 [7.9]	5.8 [5.7]	16.216	
地方公務員共済組合	286	194	1.47	[22.1 {職域加算 部分含む}	37.7 [36.4]	9.7 [9.3]	16.216	
私立学校教職員共済	49	12	4.09	[20.9	3.4 [3.4]	8.7 [8.6]	13.292	
合 計	3,892	1,760	2.21	16.9				

(注) 1. 老齢(退職)年金平均年金月額、老齢基礎年金を含んだものである。ただし、繰上げ・繰下げ支給(減額退職年金を含む)を選択した者と、報酬比例部分の支給開始年齢に到達しているが定額部分の支給開始年齢に到達していない者は除外して推計している。共済組合は職域加算部分を含む。

2. 厚生年金保険における坑内員及び船員の保険料率は、17.192%である。

3. 積立比率とは、前年度末に保有する積立金が、実質的な支出のうち、保険料拠出によって賄う部分(国庫・公経済負担を除いた部分)の何年分に相当しているかを表す指標である。(前年度末に保有する積立金が、国庫・公経済負担や追加費用を含めた実質的な支出総額の何年分に相当しているかを表す積立度合とは異なる。)

公的年金の規模と役割

年金制度

○ 公的年金加入者数 (24年度末) 6,736万人

第1号被保険者 1,864万人
第2号被保険者 3,912万人
第3号被保険者 960万人

○ 受給権者数 (24年度末) 3,942万人 (24年度)

- ・ 老齢基礎年金 平均額: 月5.5万円
- ・ 老齢厚生年金 1人あたり平均額: 月16.0万円 (基礎年金を含む)

保険料

34.3兆円 (平成26年度予算ベース)

国民年金保険料: 15,250円 (H26.4~)

厚生年金保険料率: 17.120% (H25.9~) (労使折半)

Ex) 標準報酬月額が34万円であれば、29,104円 (=34万円 × 17.120% × 1/2) を、本人が月々負担。

年金給付

53.9兆円 (平成26年度予算ベース)

参考) 国の一般歳出 56.5兆円 (平成26年度予算)

国等
年金への
国庫負担

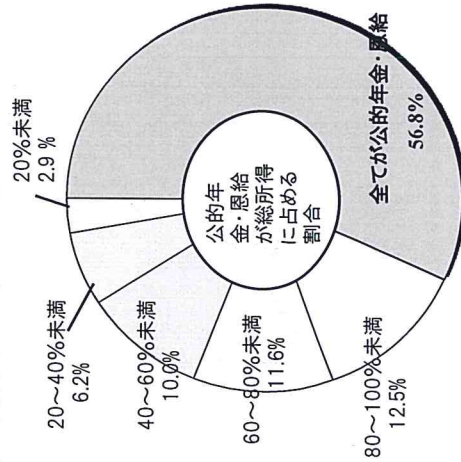
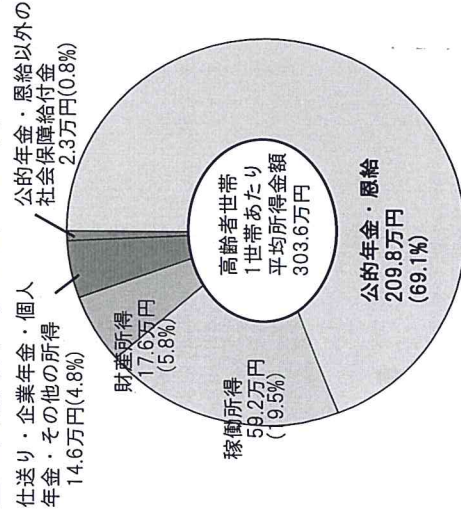
11.8兆円
(平成26年度
予算ベース)

国民年金
厚生年金
共済年金

年金積立金資産額
(国民年金、厚生年金)
(平成24年度末)
154.5兆円 (時価ベース)
※代行部分等含む

年金の役割

年金は高齢者世帯の収入の7割 6割の高齢者世帯が年金収入だけで生活



地域経済を支える役割 (家計消費の2割が年金の地域も)

(対県民所得費上位7県)

都道府県名 (高齢化率)	対県民所得比	対家計最終消費支出比
島根県 (30.0%)	19.7%	26.5%
高知県 (30.1%)	18.9%	20.3%
鳥取県 (27.2%)	17.6%	21.1%
山口県 (29.2%)	16.8%	22.8%
秋田県 (30.7%)	16.8%	19.0%
長崎県 (27.0%)	16.6%	19.8%
岩手県 (27.9%)	16.5%	19.3%

(資料)平成24年国民生活基礎調査 (厚生労働省)

(資料)平成24年国民生活基礎調査 (厚生労働省)

(注)①・②とも、数値は福島県を除いたものである。

高齢化率:総務省「人口統計」(平成24年)
都道府県別年金総額:厚生労働省年金局「事業企画調査調査提供」(平成22年度)
県民所得・家計最終消費支出:内閣府「県民経済計算」(平成22年度)

公的年金としての3階部分（職域部分）の廃止

○ 共済年金にある公的年金としての3階部分（職域部分）は廃止する。

※ 現在の給付設計は、1・2階部分については、下記の通り、厚生年金も共済年金も同じであり、同じ報酬で同じ加入期間であれば、厚生年金でも共済年金でも、1・2階部分については、同じ年金額となる。

[厚 生 年 金]

（ 企 業 年 金 ）

本 人 分	老齢厚生年金 (報酬比例年金) 99,858円
配 偶 者 分	老齢基礎年金 65,541円
合計	230,940円 (企業年金を含まない)

[共 済 年 金]

※平成24年度価格

本 人 分	職域部分 19,971円			
配 偶 者 分	退職共済年金 (報酬比例年金) 99,858円	老齢基礎年金 65,541円	老齢基礎年金 65,541円	1 / 2 国庫負担 + 1 / 2 保険料 (労使折半)
合計	250,915円 (職域部分を含む)			

(注) 職域部分を除けば、厚生年金と同額 (230,940円)

(前提) 加入期間中の平均報酬月額：360,000円、加入月数：480月 (40年)
(参考) 報酬比例部分の年金額：平均報酬月額 (賃金変動に伴う再評価後) × 給付乗率 × 加入月数 × 物価スライド率

※ 職域部分は、民間において、厚生年金基金や適格退職年金などの種々の企業年金が相当程度普及している点も考慮するとともに、公務員の身分上の制約等が課されていること等を踏まえ、昭和61年に設けられたもの

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法の一部を改正する法律

2012年8月10日成立・22日公布法律第63号

[主要項目]

1. 厚生年金に公務員、私学教職員も加入し、2階部分の年金は厚生年金に統合する。
2. 共済年金と厚生年金の制度的差異は厚生年金にそろえて解消(遺族年金転給など)。
3. 共済年金の公的3階部分(職域加算)を廃止し、廃止後の新たな職域部分(労使折半)は別に法律で定める。

社会保障・税一体改革の目玉(年金分野)として実施

その他

(国庫負担2分の1恒久化、産休期間中の保険料免除、短時間労働者の適用拡大、受給資格期間の短縮24年→10年、遺族年金父子家庭への拡大 etc)

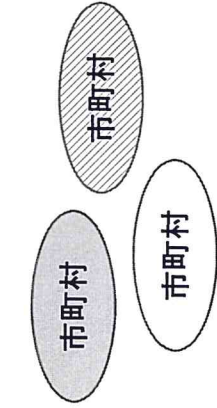
国民健康保険の改革による制度の安定化（運営の在り方の見直し）

○平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化

- ・ 給付費に必要な費用は、**全額**、都道府県が市町村に交付
- ・ 保険料負担の平準化を更に進めるため、都道府県は、市町村ごとの標準保険料率を提示（標準的な住民負担の見える化）
- ・ 都道府県は、**国保の運営方針**を定め、市町村の事務の効率化・広域化等を推進

○市町村は、地域住民と直接顔の見える関係の中、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業等地域におけるきめ細かい事業を引き続き担う

【現行】市町村が個別に運営



(構造的な課題)

- ・ 年齢が高く医療費水準が高い
- ・ 低所得者が多い
- ・ 小規模保険者が多い

・ 国の財政支援の拡充
・ 都道府県が、国保の運営に中心的役割を果たす

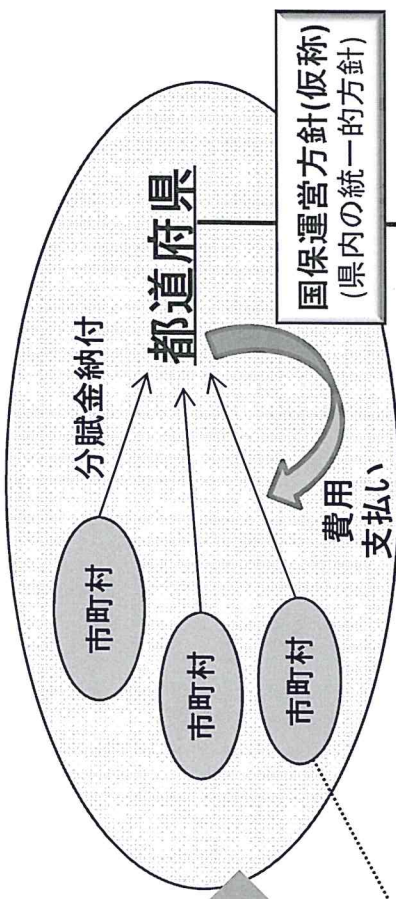
- ・ 資格管理（被保険者証等の発行）
- ・ 保険料率の決定、賦課・徴収
- ・ 保険給付
- ・ 保健事業

※被保険者証は都道府県名のもの

※事務の平準化、効率化、広域化を進める

○ 引き続き、地方との協議を進める

【改革後】都道府県が中心的役割



- ・ 財政運営責任（提供体制と双方に責任発揮）
- ・ 市町村ごとの分賦金決定
市町村ごとの医療費水準、所得水準を考慮することが基本
- ・ 市町村ごとの標準保険料率等の設定
- ・ 市町村が行った保険給付の点検、事後調整
- ・ 市町村が担う事務の平準化、効率化、広域化を促進

※ 国の普通調整交付金については、都道府県間の所得水準を調整する役割を担うよう適切に見直す

国公・地公の共済短期附加給付について

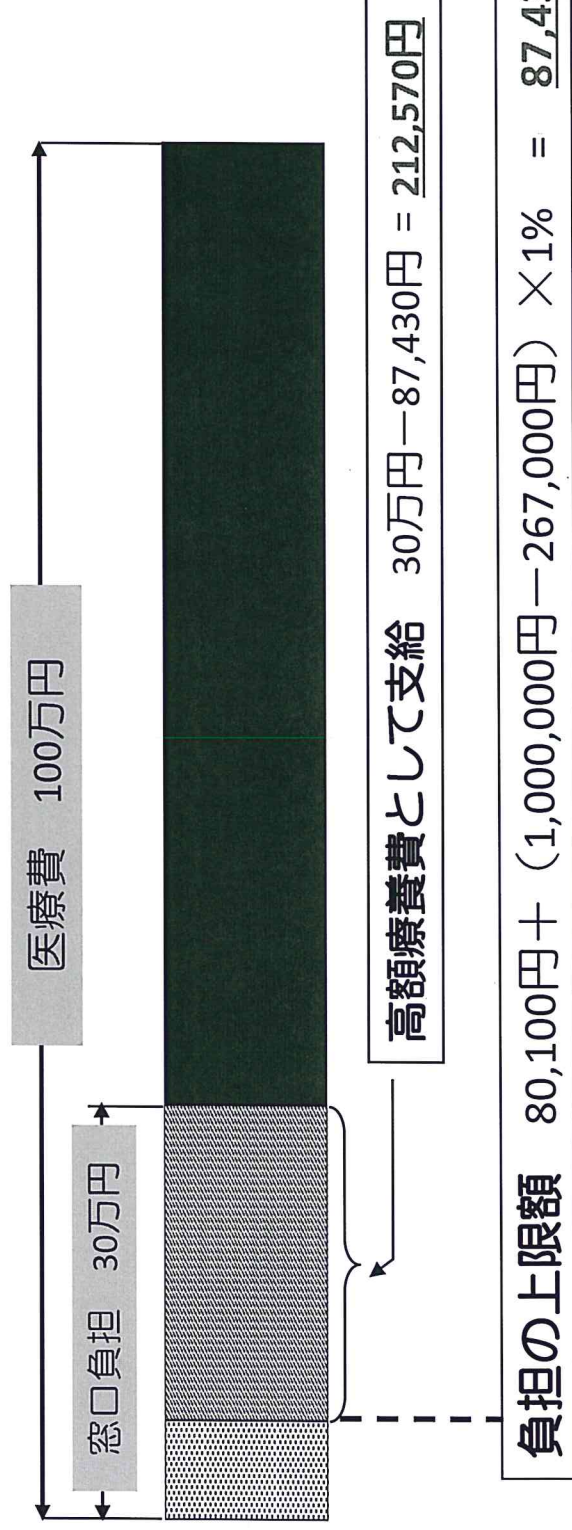
	市町村共済	地方職員共済	総務省見直し提案
家族療養費	自己負担額から25,000円を控除して得た額 (100円未満切捨て、1,000円未満は不支給)	自己負担額から25,000円を控除して得た額 (100円未満切捨て、1,000円未満は不支給)	給与月額424,000円以上の組合員 50,000円 給与月額424,000円未満の組合員 25,000円
合算高額療養費	自己負担限度額の合計額から50,000円を控除した額 (1,000円未満切捨て)	自己負担限度額の合計額から50,000円を控除した額 (1,000円未満切捨て)	給与月額424,000円以上の組合員 100,000円 給与月額424,000円未満の組合員 50,000円
一部負担金 払戻金	家族療養費附加金に同じ	家族療養費附加金に同じ	
家族訪問介護療養費	家族療養費附加金に同じ	家族療養費附加金に同じ	
出産費	5,000～30,000円(10組合)		
家族出産費	5,000～30,000円(10組合)		
埋葬料	30,000～50,000円(39組合)		
家族埋葬料	30,000～50,000円(39組合)		
弔慰金			廃止
家族弔慰金			
傷病手当金	法定給付期間経過後、 6月(5組合) 18月(1組合)	法定給付期間経過後から通算して6月	法定給付期間経過後6月以内 (附加給付を行っていない場合、新たに給付を行うこととしない)
結婚手当金	15,000～60,000円(10組合)	30,000円	廃止
入院附加金	1日について300～500円(20組合) ※引き続き7日以上入院したときのみ	1日につき300円 ※引き続き7日以上入院したときのみ	廃止
災害見舞金	法定給付額×60/100 法定給付が支給されない場合で、住居又は家財の1/5以上1/3未満の損害を受けたときは、掛金の標準となった給料×1.25×0.5	法定給付が行われる損害の程度にいたらない程度の損害があった場合で、その損害が住居又は家財の1/5以上の焼失又は滅失の程度である場合(これと同程度の損害を受けた場合を含む)、 (給料1月分×政令で定める数値)×50/100	廃止

高額療養費制度とはこんな制度です

医療機関や薬局の窓口で支払った額（※）が、暦月（月の初めから終わりまで）で一定額を超えた場合に、その超えた金額を支給する制度です。

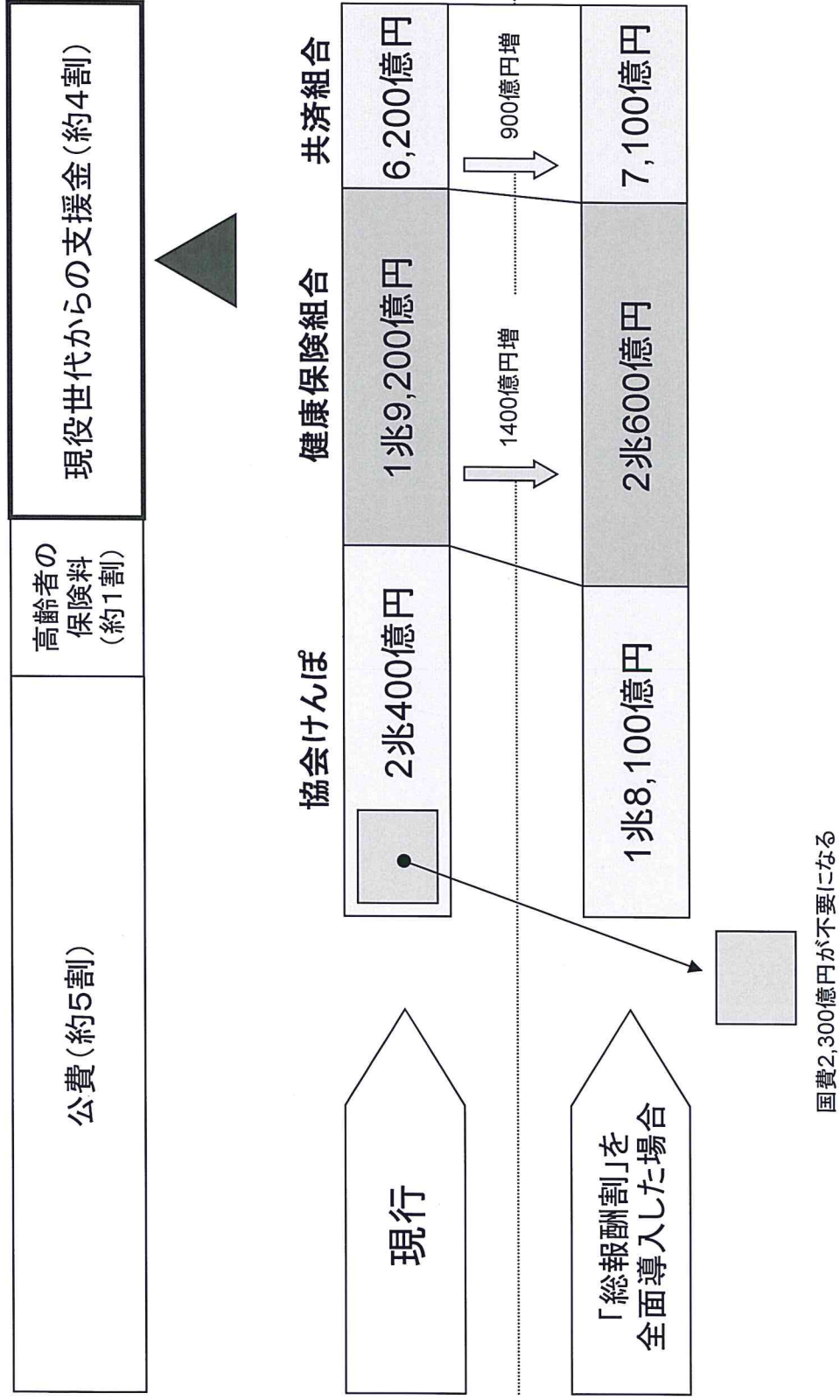
※入院時の食費負担や差額ベッド代等を含みません。

＜例＞
100万円の医療費で、窓口の負担（3割）が30万円かかる場合



↑ 212,570円を高額療養費として支給し、実際の自己負担額は87,430円となります。

被用者保険における後期高齢者支援金の負担



積立金基本指針について

積立金基本指針概要

- 1 積立金の管理及び運用に関する基本的な方針
 - ①積立金の運用は、被保険者の利益のために、長期的な観点から、安全かつ効率的に行うことにより、厚生年金保険事業の運営の安定に資することを目的として行う
 - ②必要となる運用利回りを最低限のリスクで確保するよう行う
- 2 積立金の資産の構成の目標に関する基本的な事項
 - ①管理運用主体は、共同して積立金の資産の構成の目標(モデルポートフォリオ)を定める
 - ②財政の現況及び見通しを作成する際に示される実質的な運用利回りを確保する資産構成とする
 - ③今後の経済情勢を踏まえて、フォワード・ルッキング(※1)なリスク分析を行う など
(※1)フォワードルッキング:先行きを見据えた
- 3 積立金の管理及び運用に関して管理運用主体が遵守すべき基本的な事項
 - ①本指針に適合するように、かつ、モデルポートフォリオに即して、基本ポートフォリオを定める
 - ②分散投資により管理運用を行う
 - ③市場の価格形成や民間の投資行動への影響に配慮する
 - ④保険給付等に支障を生じさせることがないよう保険給付等に必要流動性を確保する
 - ⑤原則としてパッシブ運用とアクティブ運用(※2)を併用する など
(※2)パッシブ運用:ベンチマーク(日経平均株価やTOPIXなどの指標)に連動する運用成果を目指す運用手法
アクティブ運用:ベンチマークを上回る運用成果を目指す運用手法
- 4 その他積立金の管理及び運用に関する重要事項
 - ①積立金の運用状況について評価を行うこと
 - ②被保険者に対する情報公開・広報活動を行うこと など

注)管理運用主体:年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)、国家公務員共済組合連合会(KKR)、地方公務員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団

地方公務員共済組合の基本ポートフォリオ案について

1 本基本ポートフォリオ案の性格

- ・地方公務員共済全体の資産運用に係るもの
- ・平成27年10月1日の被用者年金一元化以降に適用
(基本ポートフォリオを含む管理運用の方針については、総務大臣の承認事項)

2 基本ポートフォリオ案 (厚生年金保険給付)

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式
構成比	35%	25%	15%	25%
許容乖離幅	±15%	±14%	±6%	±12%

- (注)・短期資産は、各資産の許容乖離幅の範囲内で管理するものとする。
・市場に与える影響等を考慮し、移行中は許容乖離幅からの超過を容認する。

<属性>

	実質的な リターン	名目 リターン	標準偏差	下方確率	条件付 平均不足率
経済中位ケース	1.77%	4.57%	12.8%	44.4%	9.45%
市場基準ケース	1.98%	4.08%	12.8%	43.8%	9.38%

- (注)・下方確率は、名目賃金上昇率を下回る確率。
・条件付平均不足率は、名目賃金上昇率を下回るときの平均不足率。

なお、経過的長期給付に係る基本ポートフォリオも同様。

(参考：現行の地方公務員共済組合連合会の基本ポートフォリオ)

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	短期資産
構成比	64%	14%	10%	11%	1%
許容乖離幅	±10%	±5%	±5%	±5%	+3%、-1%